

資	料	提	供
令和 7 年 1 月 17 日	課 名	建設産業課	
担当者名	田中		
内線電話	3822		
直通電話	082-513-3822		

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、令和 7 年 1 月 17 日に、建設業法に基づく監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商 号 又 は 名 称	株式会社渡辺工業所	代表者氏名	大崎 五月
主たる営業所の所在地	尾道市栗原西 1－1 0－2 2		
許 可 番 号	広島県知事許可(般－4、特－4) 第 4764 号		
許可を受けている建設業の種類	{般}－建 {特}－土と石舗水		

2 処分に関する事項

処 分 年 月 日	令和 7 年 1 月 17 日	処分を行った者	広島県知事
根 拠 法 令	建設業法第 28 条第 3 項（同条第 1 項第 3 号該当）		
処分の内容 営業停止命令 1 停止を命じる営業の範囲 建設業に関する営業のうち、公共工事(次の各号のいずれかに該当するものをいう。)に係るもの (1) 国、地方公共団体、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)別表第 1 に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事 (2) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事 (3) (1)及び(2)に掲げる建設工事以外の建設工事であって、補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 2 条第 1 項に規定する補助金等及び同条第 4 項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。)の交付を受けて行うもの 2 営業の停止を命じる期間 令和 7 年 1 月 31 日から令和 8 年 1 月 30 日までの 1 年間			
処分の原因となった事実		刑法第 96 条の 6 第 1 項(公契約関係競売等妨害) 刑法第 198 条(贈賄)	
株式会社渡辺工業所の元代表取締役社長(令和 6 年 2 月 29 日辞任)は、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 第 1 項(公契約関係競売等妨害)及び刑法第 198 条(贈賄)に該当する行為により広島地方裁判所から懲役 1 年 6 か月(執行猶予 3 年)の判決を受け、令和 6 年 10 月 5 日に刑が確定した。 このことが、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号） 第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。			